

H 2 3 包括外部監査における局別指摘事項の措置状況について（結果）

局名	財産番号	財産名称	指摘先	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H 2 4 改善内容要旨	備考
市民協働局	889ほか	各地区会館	武庫地域振興センター	武庫地区会館の土地及び建物について	武庫地区会館の土地及び建物に係る「公用財産」から「公共用財産」への振替が行われていない。		旧保健センターの用途廃止を行った平成19年度当時、健康福祉局保健センターから武庫地域振興センターに所管換えを行った際に、「公用財産」から「公共用財産」への振替が行われず、現在に至っている。 監査結果の報告を受けた後、改めて現状の確認と当時の書類を捜し確認したなかで、平成24年6月11日に「公有財産台帳記載事項異動報告書」を作成、翌12日に公有財産課へ提出し、「公有財産」から「公共用財産」への振替を行った。 今後、財産の異動や使用目的が変わる際には十分な注意・点検を行い、このようなミスが生じないように努めていく。	改善済
都市整備局	477	(仮称)大庄北公園	公園課	公有財産台帳の記載について	すでに供用を開始しているにもかかわらず台帳上の名称変更がなされていなかった。すでに供用を開始しているものについては、実態に合わせた台帳の整備を行うべきである。		指摘後、現在の公園名称である「大庄北公園」として公有財産台帳の変更を行った。	改善済
	604	(仮称)長洲本通1丁目公園				指摘後、現在の公園名称である「長洲本通1丁目公園」として公有財産台帳の変更を行った。	改善済	
	605	(仮称)常松土地区画整理事業公園				指摘後、現在の公園名称である「常松南公園」として公有財産台帳の変更を行った。	改善済	
	754	(仮称)椎堂子ども広場				指摘後、現在の公園名称である「北園公園」として公有財産台帳の変更を行った。	改善済	
	2213	(仮称)アルカイック広場				指摘後、現在の公園名称である「アルカイック広場」として公有財産台帳の変更を行った。	改善済	
	415	西難波北第2公園予定地				指摘後、現在の公園名称である「西難波中公園」として公有財産台帳の変更を行った。	改善済	
	476	成文公園予定地				指摘後、現在の公園名称である「成文公園」として公有財産台帳の変更を行った。	改善済	
	723	公園用地「奥野子ども広場」				指摘後、現在の公園名称である「塚口奥野子ども広場」として公有財産台帳の変更を行った。	改善済	
	1071	公園予定地				指摘後、現在の公園名称である「塚口第2公園」として公有財産台帳の変更を行った。	改善済	
	1782	公園用地(開明小学校跡地)				指摘後、現在の公園名称である「開明中公園」として公有財産台帳の変更を行った。	改善済	

H 2 3 包括外部監査における局別指摘事項の措置状況について（結果）

局名	財産番号	財産名称	指摘先	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H 2 4 改善内容要旨	備考
都市整備局	6 2 1	尾浜公園	公園課	公有財産台帳の記載について	既に解体除却されている建物について台帳から削除されていなかった。解体除却された財産については台帳から削除するよう管理を徹底するべきである。		指摘後、既に除却されている「尾浜公園内の便所」について、公有財産台帳から削除した。	改善済
	6 3 1	水明公園					指摘後、既に除却されている「水明公園内の便所」について、公有財産台帳から削除した。	改善済
	6 4 6	北配緑地					指摘後、既に除却されている「北配緑地内の便所」について、公有財産台帳から削除した。	改善済
	6 7 5	久々知子ども広場					指摘後、既に除却されている「久々知(名神下)子ども広場内の便所」について、公有財産台帳から削除した。	改善済
	7 0 2	水堂子ども広場					指摘後、既に除却されている「水堂(名神下)子ども広場内の便所」について、公有財産台帳から削除した。	改善済
	7 0 3	大西子ども広場					指摘後、既に除却されている「大西(名神下)子ども広場内の便所」について、公有財産台帳から削除した。	改善済
	7 2 6	水堂第2子ども広場					指摘後、既に除却されている「水堂第2(名神下)子ども広場の便所」について、公有財産台帳から削除した。	改善済
	7 7 7	国鉄尼崎駅前公園					指摘後、既に除却されている「国鉄尼崎駅前公園内の便所」について、公有財産台帳から削除した。	改善済
都市整備局	6 3 4	佐璞丘公園	公園課	公有財産台帳の記載について	公有財産台帳に記載漏れが見られた。公有財産台帳上の地積に誤りがあるものが散見された。台帳の記載漏れ、地積の記載誤りが無いよう台帳管理を徹底すべきである。		公有財産台帳に記載漏れがあったとの指摘があった「猪名寺1丁目478-2」、「猪名寺1丁目490-2」、「猪名寺1丁目493-1」については、指摘後、現地及び公有財産台帳を確認したところ、当該所在地は既に道路用地であり、道路課所管の道路予定地(神崎橋伊丹線)として、適正に台帳登録されており、監査時の報告誤りであることが確認できた。 公有財産台帳上の地積に誤りがあった「猪名寺1丁目485」、「猪名寺1丁目499-1」については、適正な地積に更正するため、公有財産台帳の変更を行った。 「猪名寺1丁目553-4」、「猪名寺1丁目550」については、公有財産台帳には実測面積が上げられているが、当該土地の買収後、実測面積を計った数値の地積更正届出を法務局には行っていなかったため、現在、適切な数値の届出を行っているところである。	改善済

H 2 3 包括外部監査における局別指摘事項の措置状況について（結果）

局名	財産番号	財産名称	指摘先	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H 2 4 改善内容要旨	備考
教育委員会	971	本庁体育館	スポーツ振興課	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		自動販売機の使用許可の公募については、平成25年度の契約からの実施に向けて、(公財)尼崎市スポーツ振興事業団と協議していく。	未改善
	972	小田体育館						未改善
	973	大庄体育館						未改善
	974	立花体育館						未改善
	975	武庫体育館						未改善
	976	園田体育館						未改善
市民協働局	919	女性・勤労婦人センター	協働・男女参画課	使用許可更新手続きについて	「行政財産使用許可申請書」が提出されているが、継続使用許可申請に該当することから、本来は「行政財産使用許可更新申請書」により申請される必要があった。		自動販売機設置に伴う行政財産使用許可について、平成23年10月1日からの使用許可に係る申請から、「行政財産使用許可更新申請書」の提出を受け、使用許可更新の手続きを行っている。	改善済
経済環境局	918	地方卸売市場	地方卸売市場	使用料等の督促手続き、延滞金の請求について	尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第1条に基づいた督促手続を行うべきである。 尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第3条に規定されている延滞金の請求を行うべきである。		場内業者に対し、使用料等について尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の規定に沿って、事務処理を行うことを周知するとともに、督促手続及び延滞金の請求を行うよう事務の改善を図った。	改善済

H 2 2 包括外部監査における局別指摘事項の措置状況について（結果）

局名	財産番号	財産名称	指摘先	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H 2 4 改善内容要旨	備考
市民協働局	1182	富田福祉会館	園田地域振興センター	貸付契約書の不備について	貸付契約書に「借受資格変更の届出」の条項が記載されていない。		当該貸付終了日が、平成25年3月31日であるため、次期契約更新の際に条項を記載する予定である。	未改善
				境界が不明確なことについて	東隣接地は個人の住宅及びガレージであるが、境界が明確でなく、白地図では隣人の住宅及びガレージが当該地にかかっているが、境界標が設置されておらず、隣接地との境界が不明確である。		今後、土地の売却等の方針が出るなど、変動要素が生じた場合に合わせ、境界画定を行うことを検討していく。なお、市有財産全体に関わる事項であるため、関係課と調整しながら進めていく。	未改善
				公衆電話ボックスの有償貸与について	公衆電話ボックスは地元の要請により設置された経緯があるが、公衆電話ボックスの敷地は有償で貸付すべきである。		当該公衆電話ボックスについては、平成23年9月1日付けで、NTT西日本と有償貸付の土地賃貸借契約を締結した。	改善済
	1968	瓦宮西園田福祉会館	園田地域振興センター	土地の早期合筆手続きについて	瓦ノ宮2丁目8-29、30、37、64の土地については、速やかに土地の合筆登記の手続きを行うべきである。		今後、土地の売却等の方針が出るなど、変動要素が生じた場合に合わせ、合筆登記を行うことを検討していく。なお、市有財産全体に関わる事項であるため、関係課と調整しながら進めていく。	未改善
こども青少年局	1364	(旧)竹谷保育所	保育課	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、公民館を所管する教育委員会に所管換えする必要がある。		所管換えに向けて教育委員会と協議を進めていく。	未改善
	1755	(旧)猪名寺保育所	保育課	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、水路等を管理する河港課に所管換えする必要がある。		所管換えについて河港課と協議を行っているところであるが、新たな問題として一部不法占拠されている部分があるため、その対応を含め引き続き協議を進めていく。	未改善
都市整備局	1953	住宅政策課貸付地	住宅政策課	財産区分の変更について	当該用地については、貸付の実態がないにもかかわらず公有財産台帳上、貸付財産として管理されていることは現況と一致しておらず、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題がある。当該用地については、「普通財産 - 貸付」から「普通財産 - その他」へ財産区分を変更すべきである。		当該用地については、平成23年度から市営時友、宮ノ北、西昆陽住宅において、建替等検討・調査を進めているところであり、平成24年度中に予定されている建替基本計画の決定を踏まえ、最終的な活用方針が確定されるため、その時点で速やかに財産区分を変更する。	未改善
	1397	戸ノ内開発事務所公共用地	戸ノ内開発事務所	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	戸ノ内町5丁目825-68のうち825-65及び戸ノ内町5丁目826-163については道路用地に供用されているため、所管換えを行い、行政財産に振替える必要がある。		当該土地を含め、整備した道路を所管換えするため、堤防取付道路の拡幅工事や地中埋設管の確認作業等を行ったが、道路境界画定に絡む係争地の取扱い等新たな問題が生じたため、引き続き道路課や河川管理者など関係機関との協議により解決策を図り、所管換えを行う予定である。	未改善
	1725	開発部管理担当課普通財産	市街地整備課	東難波町5丁目450-1及び東園田町8丁目72-8の土地についての財産区分の変更について	東難波町5丁目450-1及び東園田町8丁目72-8の土地については、「道路」として使用されているにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題があるため、「普通財産」から「行政財産」へ財産分類の変更を行う必要がある。		東難波町5丁目450-1の土地については、県道（歩道）として供用されていることから、県との協議を図る。東園田町8丁目72-8の土地については、財産分類を「普通財産」から「行政財産」に変更する。	未改善

H 2 2 包括外部監査における局別指摘事項の措置状況について（結果）

局名	財産番号	財産名称	指摘先	指摘内容	指摘の概要	措置状況	H 2 4 改善内容要旨	備考
都市整備局	2202	再開発調整担当普通財産（東園田町8）	市街地整備課	財産区分の変更について	当該用地について、平成10年に取得した土地が、長期間にわたり公有財産台帳へ登録されていなかったこと、「道路」として使用されているにもかかわらず普通財産として管理していることは、規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題がある。当該用地については、「普通財産」から「行政財産」への財産分類の変更を行う必要がある。		東園田町8丁目71-6他6筆の土地については、財産分類を「普通財産」から「行政財産」に変更する。	未改善
	借受	中央公園	公園課	賃借権の登記について	平成元年3月10日付け覚書で、地主は市が賃借権の譲渡を受けた上で中央公園として整備することを承諾している。また、平成元年4月1日土地賃貸借契約では「市が賃借権の設定登記を申請するときは、（地主は）同意する」（第8条）とある。しかし、未だ賃借権の登記がされていない。登記可能な当該賃借権は公有財産であり（法第238条第1項第4号）、取得の手続きに瑕疵がある（規則第16条、運用2-2(1)）。		賃借権の登記については、現時点の覚書や土地賃貸借契約書には記載されていないこと、地方自治法の逐条解説において賃借権が法第238条第1項第4号に規定する公有財産には含まれないと解釈されていることから、手続き上の瑕疵に当たるとは考えていない。 しかしながら、本市は地主に対して、今後も粘り強く借受料の引き下げを交渉するに当たり、賃借権の登記についても協議・検討していく。	未改善